災害時における小型無人航空機(ドローン)による情報収集に関する協定書

世田谷区(以下「甲」という。)と特定非営利活動法人クライシスマッパーズ・ジャパン(以下「乙」という。)とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害等が甲の区域内に発生したときに備え、相互の協力体制に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲の区域内において災害等が発生したときに備え、平時から相互に協力して調査研究を行うとともに、発災時に実施する乙による支援活動について、必要な事項を定めることを目的とする。

(調査研究の実施)

- 第2条 甲及び乙は、平時から災害等に備えた調査研究を実施し、相互に情報 交換するとともに、訓練等の具体の活動を行うものとする。
- 2 乙の支援活動が遅滞なく行えるよう、甲は平時から可能な範囲で協力をするものとする。

(支援活動の実施)

- 第3条 甲の区域内において大規模な風水害・地震その他の災害が発生し、若しくは発生するおそれのある場合で、緊急に支援活動が必要であると認められるときは、航空法(昭和27年法律第231号)第132条の3(捜索、救助等のための特例)における国土交通省令で定める者として乙は自主的な判断に基づき次の活動を行うものとする。
 - (1) 小型無人航空機 (ドローン) による被災状況の調査
 - (2) 小型無人航空機 (ドローン) により撮影した情報を甲へ提供
 - (3) 取得した情報を基に被災状況を反映した地図を作成
 - (4) 作成した地図データを甲へ提供するとともにインターネット上に公開
 - (5) 前各号に定めるもののほか、必要な事項は別に定める

(連絡窓口)

第4条 甲及び乙は、災害等が発生したときに必要な情報等を相互に提供する ことにより支援活動の円滑な運営を図るため、平時から連絡担当等必要事項 を定めることとする。

(経費の負担)

- 第5条 第3条各号の定めに要する経費の負担は、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、原則として乙の負担とする。
- 2 前項の規定により、甲及び乙ともに経費の負担が判断しがたいときは、そ の都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

(災害補償等)

- 第6条 乙がその調査研究・支援活動により負傷、疾病又は死亡した場合における災害補償については、乙が負担するものとする。
- 2 乙が調査研究・支援活動中に第三者に損害を与えた場合は、乙がその損害 の賠償に要する費用を負担するものとする。

(協議)

- 第7条 この協定の各条若しくは解釈に疑義を生じたとき、又はこの協定に定めの無い事項については、その都度甲及び乙が協議の上定めるものとする。 (有効期間)
- 第8条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の3月前までに甲又は乙から何ら申出がないときは、この協定の有効期間は、当初の有効期間満了の日の翌日から1年間延長されるものとし、以後も同様とする。
- 2 甲及び乙は、協議の上、この協定を解除することができる。

甲及び乙は、この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保管する。

平成29年12月12日

所在地 東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

甲名称 世田谷区 (节坂) (表者 世田谷区長 (节坂) (大人

所在地 東京都調布市国領町三丁目4番41号 乙 名 称 特定非営利活動法人クライシスマッパーズ・ジャパン 代表者 理事長

古杨大松